

# 短歌、俳句掲載のトラブル

168

## 短歌・俳句掲載勧誘

### 発行元など確認を

(2010年5月4日掲載原稿)

最近、全国的に短歌や俳句を趣味としている高齢者の契約トラブルが発生しています。

「あなたの俳句を雑誌で拝見しました。大変素晴らしいのでぜひ本にしませんか」「有名な講師が絶賛しています。全国販売している雑誌に掲載しませんか」と電話勧誘され、高額な掲載料を請求されたという相談です。

全国の消費生活センターに寄せられている相談件数は2007年度49件、2008年度150件と急増しています。昨年3月にも注意喚起を行いました、トラブルの相談は減っていません。

自作の短歌や俳句を褒められると、悪い気持ちはしないという心理を巧みに利用した販売手口です。褒められて契約したものの平均掲載額は約26万円と高額です。

「年金をすべて支払いに使ってしまい、生活できなくなった」「一度契約をするとその後、複数の他社からの勧誘が続いて困っている」「近所の書店で雑誌名を伝えても、店頭には並ばない雑誌だった」という相談もあります。

趣味としていることを絶賛され、発表するチャンスを得られるのは大変うれしいことです。しかしその心理を利用して契約を迫るケースもあります。

セールストークをうのみにせず、契約する際に金額はもちろん雑誌名や発行元、発行された雑誌はどのように販売されるのかなど契約書を含めて、十分確認してください。

電話勧誘では契約書を受け取って8日間はクーリングオフにより契約解除することができます。断り切れずに契約してしまったら、家族や消費生活センターにすぐ相談してください。